



児童扶養手当法の 一部が改正されました

健康福祉部子ども総合センター
子ども家庭室
(あいあい ☎84-3315)

一人親家庭などの保護者へ支給される児童扶養手当は、これまで公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金など)を受給する人は受給できませんでしたが、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

※児童扶養手当は、申請の翌月分から受給開始となります。なお、公的年金を受給している人で、平成26年12月1日に児童扶養手当の支給要件を満たしている人が平成27年3月31日までに申請した場合は、平成26年12月分から受給できます。

支給対象者 配偶者の死亡、もしくは障がい、または離婚などにより、子ども(18歳になってから最初の3月31日まで、または一定の障がいがある人は満20歳未

満)を養育している人

支給額(月額)

▷子ども1人の場合…全部支給41,020円、一部支給41,010円～9,680円

▷子ども2人以上の加算月額…2人目は5,000円、3人目以降1人につき3,000円

※監護・養育する子どもの数や支給対象者の所得等により受給額が決まります。前年の所得等が一定額以上ある場合は支給されません。

支給時期 4月、8月、12月

「こころの体温計」サービスの開始

健康福祉部健康推進室
(あいあい ☎84-3316)



市では、こころの健康状況やストレスの状態をパソコンや携帯

電話などを利用して、チェックすることができますのでご活用ください。

※このチェックは、医学的診断をするものではありません。

メニュー内容 本人モード、家族モード、赤ちゃんママモード、ストレス対処法タイプテスト、アルコールチェックモード

費用 利用料は無料です。

※通信料は自己負担となります。

利用方法 パソコンや携帯電話などで、ウェブサイト(URL: <https://fishbowlindex.jp/kameyama/demo/index.pl>)を開いて、画面の指示に従い操作してください。

※携帯電話やスマートフォンからは、下記のQRコードから利用できます。

その他 個人情報は一切取得しません。入力された情報は統計的なデータとしてのみ使用します。



QRコード

市立医療センターだより

市立医療センター(☎83-0990)

終末期医療とリビング・ウィル

●終末期医療とは？

病気が進行して死に近づいている状況で行う医療をいいます。最期まであらゆる治療を施し、病気の克服を目指す医療もありますが、高齢であったり病気そのものが治療不可能であったりする場合には、苦痛を和らげる「緩和医療」の適応となる場合があります。

●リビング・ウィルとは？

どんな病気でも懸命に闘って克服を目指すのが医療の原則ですが、現在の医療には限界があるため、本人の意思「リビング・ウィル」が尊重される場合があります。法的な効力は認められていませんが、「リビング・ウィル」とは、自らが自身の最期について考えられる状態の時に、どのような医療や処置を望むかということを書類として残しておくことをいいます。

医学は日々進歩しており、今日まで治療できなかった病気が明日には治療可能となるかもしれません。また、最期まであきらめずに闘う医療は必要であり、当然のことかもしれません。しかし、現実には耐え難い苦痛をこらえながら、自らが望んでいない治療を受けなければならないとすれば、「緩和医療」の適応を受けるかどうか、「延命治療」に対する希望などを事前に意思表示しておくことも重要ではないでしょうか。

皆さんも自身の最期をどう迎えるか、「リビング・ウィル」について、家族と話し合ってみてはいかがでしょうか。

